



# 鳥取県公報

平成 29 年 8 月 1 日 (火)  
第 8 9 2 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (507) (女性活躍推進課) . . . . . 2
	鳥取県製造業流通調査の実施 (508) (統計課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (509) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (510) (福祉監査指導課) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (511) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定 (512) (緑豊かな自然課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (513) (企業支援課) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (514) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (23) (教育総務課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第507号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
託児機能付きサテライトオフィス推進事業業務委託プロポーザル審査会	託児機能付きサテライトオフィス推進事業に係る受託者の選定に関する事項	平成29年8月1日から同年12月31日まで	元気づくり推進局 女性活躍推進課

## 鳥取県告示第508号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県製造業流通調査

2 調査の目的

鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。

3 調査対象の範囲

鳥取県全域の事業所のうち別に定める品目を生産しているもの

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 製造品の自工場生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額

イ 製造品の国内出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比

(2) 基準となる期間

平成27年1月1日から同年12月31日まで。ただし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

5 報告を求める者

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に県内シェアの約8割を占めるよう選定した事業所319箇所

6 報告を求めるために用いる方法

別に定める調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成29年9月1日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

平成31年3月31日まで

9 結果の公表方法

平成27年鳥取県産業連関表として公表する。

## 鳥取県告示第509号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県再犯防止推進計画検討会	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める計画に関する事項	平成29年8月25日から平成30年7月31日まで	ささえあい福祉局福祉保健課

#### 鳥取県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
一般社団法人イナバ総合福祉会	鳥取市湯所町二丁目256	一般社団法人イナバ総合福祉会	鳥取市湯所町二丁目256	訪問介護	平成29年4月1日

#### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
一般社団法人イナバ総合福祉会	鳥取市湯所町二丁目256	一般社団法人イナバ総合福祉会	鳥取市湯所町二丁目256	介護予防訪問介護	平成29年4月1日

#### 鳥取県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社いたくら	八頭郡八頭町船岡354-1	サンサンファーム元輝	八頭郡八頭町池田73-4	就労継続支援A型	平成29年8月1日

#### 鳥取県告示第512号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定に基づ

き、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、東部生活環境事務所生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成29年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
P L A N T－5 境港店 境港市竹内団地276
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15－8－1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 勝規  
変更後 株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 勝規  
変更後 株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史
- 4 変更年月日  
平成29年 5 月 8 日
- 5 届出年月日  
平成29年 7 月 20 日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成29年 8 月 1 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第514号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 8 月 1 日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社鳥龍舎	ホームケアサポートサービス	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬	平成29年 8 月 1 日

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 8 月 1 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年 8 月 2 日 (水) 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成28年度教育行政の点検及び評価について
  - (2) その他